

令和7年度（2025年度）

甲賀市職員採用試験

【令和7年8月1日採用】

◆ 募 集 職 種 ◆

- ・上級事務職(社会人経験者)
- ・上級土木職(社会人経験者)
- ・上級建築職(社会人経験者)
- ・上級建築設備職(社会人経験者)

— 受 験 案 内 —

受付期間	<u>令和7年4月14日（月）～令和7年5月12日（月）</u>
試験日	<u>令和7年5月17日（土）</u>
試験会場	甲賀市役所（甲賀市水口町水口 6053 番地）

※試験に関する問い合わせ先

甲賀市役所人事課人事係 〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
電話 (0748) 69-2122(直通)
FAX (0748) 63-4086



1 試験区分、職種および採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
① 上級事務職 (社会人経験者)	5 名程度	一般行政事務
② 上級土木職 上級建築職 上級建築設備 (社会人経験者)	3 名程度	公共施設の設計、監理、検査、計画等の 専門業務および関連する行政事務

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

職種	受験資格
① 上級事務職 (社会人経験者)	次のア、イの両方に該当する者 ア 昭和60年4月2日から平成12年4月1日の間に生まれた者 イ 民間企業等における職務経験が令和7年4月14日現在3年以上ある者(※) (※) ・職務経験(会社員、団体職員、公務員、自営業等)には、常勤勤務者として6か月以上継続して就業した期間(臨時職員等も6か月以上の雇用契約であればその期間に含まれますが、いわゆるアルバイト、パートタイマーについては含まない。)が該当します。 ・6か月以上の職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つのみの職歴に限ります。 ・育児休業期間は、継続して勤務等している期間および職務経験に含めることができます。 ・最終合格者には、職務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。確認できない場合は合格を取り消します。
② 上級土木職 上級建築職 上級建築設備 (社会人経験者)	次のア、イの両方に該当する者 ア 昭和60年4月2日以降に生まれた者 イ 民間企業等において職種に関する職務経験が令和7年4月14日現在3年以上ある者(※) (※) ・職務経験(会社員、団体職員、公務員、自営業等)には、常勤勤務者として6か月以上継続して就業した期間(臨時職員等も6か月以上の雇用契約であればその期間に含まれますが、いわゆるアルバイト、パートタイマーについては含まない。)が該当します。 ・6か月以上の職務経験が複数ある場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つのみの職歴に限ります。 ・育児休業期間は、継続して勤務等している期間および職務経験に含めることができます。 ・最終合格者に、職務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。確認できない場合は合格を取り消します。

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 甲賀市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

エ 甲賀市役所が実施する職員採用試験（会計年度任用職員の採用試験を除く）に申し込みをし、合否が未確定の者または合格をした者

オ 申し込み日現在、甲賀市職員である者（会計年度任用職員・任期付職員を除く）

※日本国籍を有しない人も受験できます。ただし、日本国籍を有しない職員は、任用が制限されます。詳細は、「9 日本国籍を有しない人の任用について」をご覧ください。

(3) 上記①、②について、重複して申し込むことはできません。

3 第1次試験について

(1) 試験の日程

令和7年5月17日（土）基礎能力・性格検査（SPI） 午前9時30分から
（受付時間は、午前8時40分から9時5分まで）

(2) 試験の場所 甲賀市役所（甲賀市水口町水口6053番地）（受付は別館1階）

(3) 試験の方法、内容

基礎能力・性格検査（SPI）〈110分〉

※基礎能力・性格検査（SPI）は言語的理解、論理的思考及び数量的処理に関する能力検査、性格特徴に関する検査を行います。

(4) 第1次試験の結果発表

5月下旬に甲賀市役所前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に合否を通知します。また、甲賀市のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

4 第2次試験について【上級土木職・上級建築職・上級建築設備職は最終試験】

(1) 試験の日程

次のとおり実施する予定ですが、詳細は第1次試験の合格者に通知します。

職種	試験の時期
① 上級事務職 （社会人経験者）	6月7日（第2次試験）
② 上級土木職 上級建築職 上級建築設備 （社会人経験者）	6月21日（最終試験）

(2) 試験の方法、内容

職種	試験の方法
① 上級事務職 （社会人経験者）	口述試験（個別面接） ※人物について個別面接による試験を行います。
② 上級土木職 上級建築職 上級建築設備職 （社会人経験者）	

(3) 第2次試験の結果発表

(上級事務職)

6月中旬に甲賀市役所前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者全員に合否を通知します。また、甲賀市のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

(上級土木職・上級建築職・上級建築設備職)

6月下旬に甲賀市役所前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者全員に合否を通知します。また、甲賀市のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

5 第3次試験について【上級事務職（社会人経験者）の最終試験】

(1) 試験の日程

※詳細は第1次試験の合格者に通知します。

職種	試験の時期
① 上級事務職 (社会人経験者)	6月21日（最終試験）

(2) 試験の方法、内容

職種	試験の方法
① 上級事務職 (社会人経験者)	口述試験（個別面接） ※人物について個別面接による試験を行います。

(3) 第3次試験の結果発表

6月下旬に甲賀市役所前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、第3次試験受験者全員に合否を通知します。

また、甲賀市のホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登録され、成績順に採用が決定されます。なお、この名簿は作成の日から原則として1年間有効です。

(2) 採用予定日 令和7年8月1日

(ただし、令和7年9月1日までの日で相談に応じます。)

7 給与

給与は甲賀市職員の給与に関する条例等に基づいて支給されます。経験等のある場合はその内容、期間に応じて加算されます。このほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

職種	給料月額
上級事務職（社会人経験者） 上級土木職（社会人経験者） 上級建築職（社会人経験者） 上級建築設備職（社会人経験者）	大卒 236,000 円（職務経験3年の場合）

上記の額は、令和7年4月1日現在のものです。職歴により金額が変動するため、あくまで参考です。

8 受験手続および受付期間

(1) 申込方法

申込みは、下記の受付期間内にインターネットの応募サイトから行ってください。

採用試験に関するホームページにアクセスし、
(<https://public-connect.jp/employer/28>)
必要事項を入力して申し込みください。



(採用試験に関するホームページQRコード)

【注意事項】

- ・ 郵送および人事課窓口での申込受付は行いませんのでご注意ください。
- ・ 応募手続きに不備があり、受付期間内に応募が完了せず、受験ができない場合、本市は一切責任を負いません。

(2) 受付期間

令和7年4月14日（月）午前9時から

令和7年5月12日（月）午後5時15分まで

9 日本国籍を有しない人の任用について

- (1) 日本国籍を有しない人は、各任命権者が定める一部の職（「公権力の行使」または、「公の意思の形成への参画」に携わる職のうち、職務の内容または権限が統治作用と関わる程度の高いもの）以外の職に任命されます。

【日本国籍を有しない者の任用が制限される職務（代表例）】

○公権力の行使に該当する業務例

- ・ 税の徴収、滞納処分
- ・ 道路法等に基づく許認可
- ・ 開発行為許可
- ・ 農地転用許可

○公の意思の形成への参画に該当する職

部長級、次長級、課長級の職のうち、市行政について企画・立案および決定に参画する職

- (2) 日本国籍を有しない人は、採用時に当該業務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。
- (3) 試験について

全ての試験（第一次試験、第二次試験および第三次試験）は、日本語による出題・質問で行いますので、それに対する回答・応答もすべて日本語で行ってください。

10 試験の注意事項

- (1) 試験当日、受付時に登録画面の確認を行います。スマートフォン等の画面を提示するか、画面を印刷したものを持参してください。
- (2) 遅刻者は、特別の理由がある場合以外は受験できません。
- (3) 筆記用具（HBの鉛筆等、消しゴム）を持参してください。
- (4) 試験会場では係員の指示に従ってください。
- (5) 使用できる時計は計時機能だけのものに限り（電子機器等は使用できません）。

(7) 試験会場へは可能な限り公共交通機関を利用してください。自家用車で来られる場合は、甲賀市役所(甲賀市水口町水口6053番地)の駐車場を利用してください。

- J R 貴生川駅
 - (近江鉄道)
 - 水口城南駅
 - (徒歩 5 分)
- J R 貴生川駅
 - (甲賀市コミュニティバス)
 - **【八田ルート】**
 - 市役所水口庁舎
 - 【和野・中畑ルート】**
 - 市役所水口庁舎
 - 【広野台ルート】**
 - あいこうか市民ホール



※試験の受付は甲賀市役所の別館（図の矢印で指す建物）で行います。